

対パレスチナ自治区 国別開発協力方針

平成29年9月

1. 当該国・地域への開発協力のねらい

イスラエル・パレスチナ紛争は、中東・北アフリカ地域における中核的な政治・領土問題の1つであり、その包括的な解決は同地域の安定に不可欠である。特に、近年、米の仲介による中東和平プロセスが進展せず、ガザ戦争が勃発し、イスラエル政府が益々右傾化を強める中、パレスチナは、政治的な展望の欠如から来る悲観主義の蔓延、西岸とガザの対立・分離、長引く封鎖によるガザにおける人道状況の悪化、伸び悩む経済成長、若者の高失業率、暴力事案の散発的なエスカレートなど、厳しい課題にさらされている。また、これまで中東和平プロセスの中心的原理であった「二国家解決」が大きな試練にさらされているためパレスチナ住民の和平に対する失望感が高まっている。

かかる状況において、我が国は、イスラエルと将来の独立したパレスチナが共存共栄する「二国家解決」を一貫して支持しつつ、①関係当事者に対する政治的働きかけ、②将来の国づくり、人づくりに向けたパレスチナ支援、③イスラエル・パレスチナ両当事者間の信頼醸成を中東和平貢献策における3本柱として追求するとともに、開発プロジェクトや技術協力を通じた地域間協力を促進することによるイスラエルと周辺諸国間の信頼醸成にも引き続き取り組んでいく。

中東地域全体の安定にとって必須である中東和平実現のためにも、パレスチナの社会的及び経済的な安定、パレスチナ住民が将来的な国家樹立に向けた希望を持ち続けていくことが必要不可欠であるが、イスラエルによるヒト・モノの移動に対する制限のため、経済・財政運営に制約を受けている状況であり、パレスチナは経済・社会開発においてそのためにも国際社会からの支援がこれまで以上に必要とされている。

(注：パレスチナ自治政府は、国家基本戦略(National Policy Agenda)2017-2022として、①独立への道、②政府改革、③持続的な開発を3本柱に掲げている。)

2. 我が国のODAの基本方針(大目標)：経済社会の自立化促進による平和構築

3. 重点分野(中目標)

(1) 人間の安全保障に基づく民生の安定と向上

パレスチナは、イスラエルの占領下に置かれ、特に、ガザ地区では長期にわたる封鎖によって人の移動や物資の搬出入がイスラエル当局により厳しく制限されているだけでなく、電力や医療資機材の不足が深刻化し、高失業率が常態化しているほか、地下水や海水の汚染も進む等人道状況が著しく悪化している。これに加え、東エルサレム、難民キャンプ、C地区を含む多くの西岸地区でパレスチナ自治政府による行政

サービスが制限されていることから、同地区においても民生の悪化が顕著である。こうした現状を踏まえ、紛争被災者や社会的弱者（特にガザ）への緊急人道支援に加え、人間の安全保障の観点から、上下水道等インフラ、教育、保健等の分野における基礎生活の基盤整備を行い、人間の安全保障に基づくパレスチナ自治区の民生の安定・向上に貢献する。

（２） 財政基盤の強化と行政の質の向上

パレスチナは、税・財政制度の整備が不十分であることに加え、イスラエルの占領下に置かれている特殊な事情から、経済成長がままならず、歳入の安定的な確保が困難となっている。歳入の大半を占める関税等の徴収はイスラエルに依存せざるを得ず、また、近年、パレスチナ財政を支えていた外国からの援助が減少していることから、自治政府の財政は危機的な状況にある。さらに、地方財政についても、中央政府から地方自治体への財源移転が不十分であるため、公共サービスによる収入に頼らざるをえないが、料金徴収システムの不備等の構造的な問題により、公共サービスに対する料金徴収率の低さ、公共サービスの質と効率性の低さが長年の課題となっており、地方財政も極めて厳しい現状に置かれている。パレスチナ自治政府は、これに対応すべく国家基本戦略（2017年～2022年）において、「財政管理の強化」、「市民に応える地方政府」及び「サービスの質の向上」を行政改革の優先課題として掲げ、公共サービスをより自立的、効率的且つ財政面で持続可能なものにするための改革を上・下水道、廃棄物管理等各分野で実施している。我が国は、この改革の実現を支えるべく、制度構築・改善、組織能力の強化、人材育成を支援するとともに、パレスチナ自治政府の財政をより安定したものとし、かつ、パレスチナの開発をより効果的なものとするため、財政支援及び財政基盤の強化に資する支援を行うとともに、開発における適切な資源配分に資する計画策定・管理に係る能力強化に資する支援を行う。

（３） 経済的自立のための支援

パレスチナの工業・農業分野は、貧困削減（所得向上）、雇用創出、食糧安全保障の観点からも開発の必要性が最も高いが、土地、水資源、電力、流通等各分野でイスラエルから政治・治安上の要求事項が浮上し、物事が往々にして複雑化することから、国際社会による不断の関与が不可欠となる。また、産業振興には、民間企業の大半を占める零細・中小企業を中心とする民間セクターの強化が重要な課題となっているほか、多様な分野における取組が重要であり、豊富な観光資源を活用する観点から、観光促進も国家政策アジェンダ（2017年～2022年）の重点分野として、社会・経済開発の促進剤となることが期待されている。「平和と繁栄の回廊」構想、「観光回廊」構想の具現化の観点から、旗艦事業であるジェリコ農産加工団地（JAIP）に係る支援を重点的に実施するとともに、農業開発、中小企業振興、観光振興、電力・水分野等における支援を行う。

4. 留意事項¹

¹ なお、当該国を対象として実施された過去のODA国別評価は次のとおり。

(1) ODA事業の円滑な実施のためイスラエル当局とも各種調整を行い、また、ガザ地区、東エルサレム、難民キャンプ、C地区に対する支援も重視し、同支援ではパレスチナ自治政府との調整に努める。特にガザ地区については人道状況の著しい悪化を念頭に適切な支援実施に努める。

(2) パレスチナにおける民意を反映した政治の実現に資するため、必要があれば選挙プロセス等に対する民主化支援の可能性も検討する。

(3) パレスチナ自治政府の国家基本戦略(2017年～2022年)との整合性を確保し、これに沿った支援の実施に努める。特に、財政支援、援助予見性の向上、セクター毎のバランスの取れた支援をパレスチナ自治政府がドナーに対して要請していることを踏まえた支援を行う。

(4) 我が国納税者に対する説明責任の観点から、対パレスチナ支援を円滑に実施し、その効果を最大限に確保するために必要な関係国への外交的な働きかけも積極的に行う。

(了)

別紙： 事業展開計画